

令和 8年 7月 6日

職員各位

天理よろづ相談所健康保険組合

家庭用常備薬等の斡旋事業の実施について

平素は当組合の運営および各種事業の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、医療費は年々増加傾向にあり、健康保険制度を安定的に維持していくためには、皆さま一人ひとりの健康づくりが重要となっております。

健康保険組合では、皆さまの健康保持・増進および疾病予防を通じた医療費の抑制を目的として、家庭用医薬品等取扱業者の協力のもと斡旋販売いたします。

中でもセルフメディケーション税制対象商品については、通常よりお買い求めやすい価格となっておりますので、この機会にぜひご活用ください。

※セルフメディケーション税制については厚生労働省または国税庁のホームページにてご確認ください

セルフメディケーションとは、WHO（世界保健機関）の定義で、
「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」です

※お申し込みにつきましては、憩システムの院内掲示板（院内文章配信システム）をご覧ください。